

※分からないことや詳しいことは、[圖](#)にお問い合わせください。

固定資産税に関する帳簿の閲覧・縦覧ができます

圖税務課資産税係
☎ 63-1346

【固定資産税課税台帳の閲覧】

●閲覧できる内容

固定資産税課税台帳のうち自分の資産について記載されている部分

●閲覧できる人

- ①固定資産税の納税義務者
- ②土地や家屋について、賃借権その他の使用や収益を目的とする権利を持っている人
- ③固定資産税の処分をする権利を持っている一定の人

●必要なもの

運転免許証など本人確認ができるもの

※②③については、その権利の目的である土地や家屋だけが閲覧の対象ですので、権利を持っていることを確認できる書面が必要です。

※代理人が申請する場合は委任状が必要です。

●閲覧期限

平成 27 年 3 月 31 日（火）（土・日・祝日を除く）

●手数料 1 件 300 円

※ 6 月 2 日（月）までは無料。

【土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧】

納税者が自分の資産の評価額と土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿に記載されている評価額を比較することができます。

●縦覧できる内容

土地価格等縦覧帳簿

…所在、地番、地目、地籍、価格（評価額）

家屋価格等縦覧帳簿

…所在、地番、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、価格（評価額）

●縦覧できる人

市内にある土地や家屋の固定資産税の納税者

※土地価格等縦覧帳簿は土地の固定資産税の納税者が、家屋価格等縦覧帳簿は家屋の固定資産税の納税者がそれぞれ見ることができます。

●必要なもの

運転免許証など本人確認ができるもの

※代理人が申請する場合は委任状が必要です。

●縦覧期限 6 月 2 日（月）（土・日・祝日は除く）

●手数料 無料

春季 犬の登録と狂犬病集合予防注射を行います

圖環境保全課環境業務係
☎ 63-1370

犬を飼っている人は必ず登録し、狂犬病の予防注射を受けさせましょう。狂犬病予防注射済票交付申請書（はがき）が届いている人は、愛犬健康問診票を記入し、注射会場へお持ちください。



●対象 生後 91 日以上の子犬

●料金 ①登録料（犬の生涯で 1 回）3,000 円

②注射だけ（年 1 回）の場合は注射料と注射済み票で 3,100 円が必要。

※登録する人は登録料と注射で 6,100 円が必要。

※消費税の引き上げに伴い、4 月から注射料金が変わります。なお、つり銭が要らないようにお願いします。

●今回予防注射を受けられない場合

動物病院で受けることができます。秋（10 月頃）にも集合予防注射を実施します。

●登録変更 犬が死亡したときや住所が変わった時は環境保全課に届けてください。

●迷子犬・譲渡対象犬の情報提供

「熊本県動物愛護管理」のホームページをご覧ください。また、犬や猫を捨てることは、法律で罰せられる犯罪です。絶対にやめましょう。

●実施日・会場

期日	場所	時間
4月16日（水）	保健センター駐車場	9：00～10：00
	今寺公民館	10：30～11：30
	桜山中央集会所	13：00～15：00
4月17日（木）	元 JA たまな平井支所	9：00～10：00
	唐池公民館	10：20～10：50
	倉懸公民館	11：10～11：40
	新生公民館	13：00～15：00
4月18日（金）	猫宮公民館	9：00～10：00
	牛水中公民館	10：30～11：30
	小野公民館	13：00～15：00
4月19日（土）	四ツ山公民館	9：00～10：00
	万田東公民館	10：30～11：30
4月20日（日）	市民プール駐車場	9：30～11：30
	府本公民館	9：00～10：00
4月21日（月）	金山公民館	10：30～11：30
	野原公民館	13：00～15：00

荒尾市いじめ防止基本方針（案）のパブリックコメントを実施します

圖教育振興課
☎ 63-1659 FAX 62-1218

パブリックコメントとは、自治体などの公的機関が条例などを制定しようとするときに、事前に案などを公表し、広く意見や改善案などを募集するものです。荒尾市いじめ防止基本方針（案）について意見をお寄せください。

●募集期限 4 月 30 日（水）

●閲覧場所

教育委員会、市役所総合案内、市役所情報公開コーナー、市民サービスセンター、市ホームページ

●対象 市内に住んでいる人、市内に通勤・通学している人、市内に事業所がある人など

●提出方法

決められた意見提出書に、住所・名前（または団体名）・電話番号などを記入し、持参、郵送、FAX、Eメールのどれかで提出してください。

※電話や口頭による意見の提出は受け付けできません。

※お寄せいただいた意見については、市ホームページで公表しますが、個人情報公表しません。また、それぞれの意見に個別回答はしません。

●提出先 教育委員会 教育振興課

〒864-8686 荒尾市宮内出目 390

Eメール：ksinko@city.arao.lg.jp

平成 26 年度後期高齢者医療保険料の通知書を送ります

圖健康生活課高齢者医療係
☎ 63-1420

4 月中旬までに仮徴収の対象者に通知書を送ります

【仮徴収とは】

平成 26 年度の保険料が決定する前に、前年度の保険料額をもとに仮計算した保険料を 4 月・6 月・8 月の 3 回で徴収するものです。保険料の確定は 7 月に行いますが、確定後の本徴収だけで納めていただくと、1 回あたりの徴収額が大きくなるため、仮徴収と本徴収の年 6 回で年金から納めていただきます。

【平成 26・27 年度の保険料率（平成 25 年度と同じ）】

均等割額：47,900 円 所得割率：9.26%

※保険料の上限額が年額 55 万円から 57 万円に変更になります。

※均等割額軽減（2 割か 5 割）の対象者が拡大されます。

※所得の低い人や被用者保険の被扶養者だった人への保険料軽減は平成 26 年度も継続します。

【仮徴収の対象者と保険料の額】

①平成 25 年度に特別徴収（年金天引き）で納めていた人は、原則として今年 2 月の徴収額と同額を 4 月・6 月・8 月の年金から徴収します。

②平成 25 年度の途中で後期高齢者医療に加入し、納付書が口座振替で納めていた人は、4 月から特別徴収になる場合があります。保険料額は平成 25 年度の保険料額をもとに仮算定しています。

保険料の確定額の通知は 7 月に送ります

【保険料の納期】平成 25 年中の所得（収入）と平成 26 年 4 月 1 日時点の世帯状況で算定します。

特別徴収（年金天引き）の場合

1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
仮徴収（原則前年度 2 月と同額）						本徴収（保険料確定後の調整額）		

普通徴収（納付書または口座振替の場合）

徴収なし	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月

【特別徴収から口座振替への変更】

申し出により、特別徴収をやめて口座振替に変更することができます。ただし、審査の結果、口座振替への変更が認められない場合があります。

申告が必要ではありませんか

本人や同じ世帯の人で、収入がない場合や障害年金・遺族年金だけ受給している場合も、申告が必要です。申告をしないと、低所得世帯でも保険料が軽減されなかったり、食事代の減額や高額療養費の限度額で本来の区分適用ができなかったりする不利益が生じる場合があります。